

市立中学校における通知表（連絡票）の誤記載について

平成29年4月19日（水）に北部学校教育事務所に保護者から指摘があり、学校に確認したところ、昨年度の通知表（連絡票）に誤記載があることが判明しました。

1 当該校

横浜市立東鴨居中学校（横浜市緑区鴨居三丁目39番1号）
校長 宇都宮 敏昭（平成29年着任）
生徒数 472名、教職員数 39名

2 誤記載の内容

平成28年度第2学年理科の観点別評価及び評定に1名分の誤りがありました。
1学期成績（7月20日配付）の観点別評価の「関心・意欲・態度」について、「A^o」とすべきところが「A」となっており、評定についても、「5」とすべきところが「4」となっていました。
その結果、1学期から3学期の成績を総合的に評価している学年末成績（3月24日配付）についても、観点別評価の「関心・意欲・態度」について、「A^o」とすべきところが「A」に、評定についても、「5」とすべきところが「4」となっていました。

※【観点別評価】：各教科について「関心・意欲・態度」などの観点（教科により4～5観点）毎に、A・B・C等の3～5段階で評価するもの。
※【評定】：各教科の「観点別評価」を総括的に評価したもの（中学校は1～5の5段階）。

3 誤記載の原因

「関心・意欲・態度」に係る評価については、日頃の提出物や授業態度等の評価資料をもとに教科担当教諭が評価し、「補助簿」に記載します。さらに「補助簿」から「原簿」に転記し、総合的に評価して評定を出します。

今回は、観点別評価「関心・意欲・態度」の評価の一部となるノートの評価について、補助簿への記載を「4」とすべきところを誤って「3」と記載したことにより、1学期及び学年末の観点別評価及び評定に誤りが発生しました。

4 経過

3月24日（金） 当該生徒の保護者から理科の成績について問い合わせる電話があり、理科担当教諭から評価・評定の方法について説明した。

4月19日（水）～27日（木）

当該生徒の理科の成績について、北部学校教育事務所に保護者から指摘があり、学校で保管している資料等を事務所と学校で確認したところ、誤りが確認された。

4月28日（金） 校長・副校長・学年主任・当該教諭は、当該生徒の保護者に説明及び謝罪をし、訂正した通知表（連絡票）を手渡した。

5月2日（火） 当該生徒保護者に改めて謝罪をするとともに、公表することについて説明した。

5 再発防止の取組

- （1）補助簿や原簿の作成を正確に行い、転記をする際の確認を確実に行います。
- （2）校内で決められた手順について再度周知し、徹底します。
- （3）学習評価に関する研修及び不祥事防止研修について、年間を通して実施します。

お問合せ先

教育委員会事務局 北部学校教育事務所 指導主事室 室長 水木 尚充 Tel 045-944-5978